

山口県地区における運賃改定実施による労働条件の改善状況

山口県地区においては、令和2年2月1日からタクシー運賃改定を実施（改定率7.18%）いたしました。これによる令和4年2月から7月におけるタクシー運転者の労働条件の改善状況について、次のとおり公表します。

1 運賃を改定した事業者数

100社（集計事業者95社）

（注）改定事業者数は、運賃を引き上げる方向で検討した事業者数である。

2 平均増収率

△16.98%

（注）平均増収率は、次の算式により算出。なお、改定後の6ヶ月間とは、運賃改定実施後の最初の賃金締切日の翌日からの6ヶ月間であるが、新型コロナウイルス感染症の終息に目途が立たないことから直近の6ヶ月間とした。

（算式）改定後6ヶ月間の営業収入（税引き後）÷前年同期の営業収入（同）×100-100

3 一般運転者に係る運転者1人平均賃金上昇率

1.9%

改定前1人平均給与月額 (令和元年2月～7月)	改定後1人平均給与月額 (令和4年2月～7月)
190,487円	194,097円

（注）一般運転者とは、定時制乗務員等一般運転者以外の運転者を除く運転者をいう。

4 改定による賃金改善率の分布（一般運転者1人平均）

15%以上	10%以上 15%未満	5%以上 10%未満	0%以上 5%未満	-5%以上 0%未満	-10%以上 -5%未満	-10% 未満	計
20社	4社	4社	12社	9社	13社	28社	90社

（注）賃金改善率は、次の算式により算出。

$$\left[\frac{\text{一般運転者に係る
令和4年2月～7月の運転者1人平均給与月額}}{\text{一般運転者に係る令和元年同期の運転者1人平均給与月額}} \times 100 \right] - 100$$

5 営業収入に占める貸金支給率の変動状況（運転者に限る。）

103%以上	102%以上 103%未満	101%以上 102%未満	100%以上 101%未満	99%以上 100%未満	98%以上 99%未満	97%以上 98%未満	96%以上 97%未満
48社	3社	2社	3社	5社	3社	5社	4社

95%以上 96%未満	95%未満	計
1社	21社	95社

（注）貸金支給率の変動状況は、次の算式により算出。

$$\frac{\begin{array}{c} \text{全運転者に係る} \\ \text{令和4年2月～7月の貸金支給総額} \\ \hline \text{同時期の営業収入} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{全運転者に係る} \\ \text{令和元年同期の貸金支給総額} \\ \hline \text{同時期の営業収入} \end{array}} \times 100$$

6 その他

(1) 労働者負担の軽減

- ・労働者負担を全て廃止した事業者数 1 社
- ・労働者負担の一部を廃止した事業者数 社
- ・労働者負担の一部を廃止し、一部を軽減した事業者数 社
- ・労働者負担の全てを軽減した事業者数 社
- ・労働者負担の一部を軽減した事業者数 1 社
- ・一切変更のない事業者数 1 社

(2) 手当額の創設・拡充・・・詳細は別記のとおり

- ・新しく手当を創設した事業者数 1 社
- ・既存の手当について金額を増額する等拡充した事業者数 2 社

(3) その他

- ・労働時間短縮
- ・休憩室の改修
- ・健康経営優良法人を取得し、従業員へ福利厚生を拡充
- ・深夜勤務時間短縮
- ・勤務時間を調整
- ・福利厚生の充実

○ 別記

2 手当額の創設・拡充

- (1) 新設された手当額
- ・住宅ローン・資格手当 1社
- (2) 拡充された手当額
- ・児童手当 2社